

年少労働者に関する福祉活動状況

(昭和三三・二・一二)
婦人少年局年少労働課

一、職場における人間関係改善のために行われていること

中小企業における求人難、あるいは年少者の離職率の高さ、また質的によい労働者を得ることの困難性等は、その企業における労働条件及び労働環境の低劣さに原因するところが大きいのはいうまでもないが、一方、職場における使用者、先輩労働者、同僚、あるいは使用者の家族との間における人間関係の不明朗な点にも小さな原因がある。

家庭と学校以外の社会生活には不馴れた年少者は、この、職場における人間関係によつて、いわゆる「世間」を知るのであつて、その明朗性の如何は、年少者の定着の如何と正比例するといつても過言ではない。

わが国が新しく出発しなおして十年たつてはいるが、いまなお、一般的には、旧来の徒弟的観念による扱い方が払拭されているとはいひ難い。しかし、最近、この問題に注目し、個々に、あるいは集団的に明朗化の努力を払っている事業場がみられるようになった。

(例の一)

愛知、蚊帳縫製(一七) 江南市古知野

小企業の使用者の主婦の考え方、態度の如何は従業員への影響すくなからぬものがあるので、

地区の同業種の使用者の主婦に対して、従業員の扱い方についての講座を開設している。

(例の二)

大阪、洗染業(四五〇)市内、住吉地区

年少者が定着して働くように、人間関係を重視し、定期的に新規採用者の会合を開いて、年少者の意見をきき、併せて、使用者側からの要望もこの際に伝えている。

(例の三)

東京、食料品(菓子、パン)製造、販売(一五)中村屋会

連合会に、人事委員会を設け、店員の職場及びその他全般に亘る問題の相談機関としている。

二、共同給食

従業員の保健上、栄養価のある、しかも経済的な食事を給与するために、共同炊事場を建設し、栄養士による指導、または保健所の指導援助を求め、給食を行うところも増加してきた。

年少労働者にとつて、特に食事の如何は、関心深いことでもあり、経営にあたつては嗜好調査、希望食品、食事の量、質に対する苦情などの調査活動も行い、実効をあげるよう努力している。

また、従業員に対する栄養教育、食事に関する教育などを併せて行つているところもある。

(例の一)

静岡、織物(一一九〇)浜松市

遠州織物工業協同組合によつて経営され、共同炊事場五ヶ所(他にも増設計画中)を有し、各炊事場に対しては専門家による栄養食献立の指導を行つてゐる。

(例の二)

大阪、織物(八〇)貝塚市

葛城綿友会を結成しており、共同炊事場を設けて給食と栄養改善に努めている。

(例の三)

岡山、(計画中)

織物(二〇)児島市唐琴

縫製(三〇)児島市赤崎

三、従業員共済組合結成の動き

中小企業の商店会、あるいは同業種の飲食店などにおいて、勤労者の生活全般に亘る保証の低さを補い、安定した生活を行う一助として、従業員及び使用者共同負担による共済組合制度が考慮される動きがみられる。

内容は、医療保健に関する保証、相互融資、生活物資の共同安価購入、理髪、美容の安価利用、慰安、娯楽の催し、慶弔見舞等である。

(計画中)

(例の一)

長野、一般商店(一五〇〇)長野市

(例の二)

千葉、飲食店(そば屋)(一九)千葉市

四、集團教育

集團教育の目的は概ね左の三つの面が考えられる。

1. 新規採用者が早期に、必要な最小限度の技術と知識を習得し、更に、その職場独自のしきたり、環境に慣れ、落着いて働くように、採用の初期に行うもの。

2. 中堅労働者を養成し、ひいて将来のために、店員講座や技能養成の如く、半専門的、あるいは専門的な事柄に集中して行うもの。

3. 一般社会常識講座、趣味講座、いけ花、育児、料理裁縫等の家事技術等広く、いわば、よき社会人、家庭人として必要な常識、生活技術を習得させる成人講座ともいうべきもの。

中小企業におけるこれらの集團教育の傾向は、近年のもので、過去には殆んどみられなかったものである。

①及び②については、主として労働時間中に労働の一環として行われるが、③については、おおかた、余暇の時間を利用して行う。いずれも経費は使用者負担、③については、実習実費、材料のみは労働者負担という傾向にある。

これらの動きは、やはり、現在の職場に、生活、成長の基礎をしっかりと置かせ、将来への希望を育てつつ落着いて働くようにしむける。いわば広い意味での労務管理である。この点に注目し、実施あるいは参加事業場が増加しつつあることは中小企業にとつては、新しい動きの一つである。

(例の一)

静岡、商店(一一七三) 磐田市

○昭和三〇年より新規採用者を対象として、採用の初期に、その職場に必要な知識、技術、客への対応の仕方、身じまい、また生活指導（経済、余暇、娯楽、保健）等を行っている。

○昭和三二年より、女店員を対象とし、花嫁学校講座を開設し、和洋裁、いけ花、料理、保健衛生、育児、整容の仕方等の講習を、定期的に約一ヶ年の間に習得させる。

この地区では、この他に例年約一五〇人に対し、優良店員表彰を行い、店員慰安のため、視察旅行、慰安会も併せ行っている。

（例の二）

東京、商店街（一七一）世田ヶ谷区奥沢

玉川商店会連合会を結成しており、その事業として、年少者の採用後一週間を初期の訓練教育期間とし、以後は、月一回教育と「店員のつどい」を併せて行い、親和を図ると共に、苦情聴取の機会としている。

この他に、春秋の旅行、慰安会、講演会等も、年間を通じて適宜に実施している。

ここでは退職金制度を設けており、その他の労働条件も、業者間協定により確立し、明るい運営に努力している。

（例の三）

大阪、左官（七二）市内、浪速地区

大阪府左官工事協同組合を結成しており、その事業として、毎月二回、一回二時間、左官に関する知識と技術を講習している。

(例の四)

京都、織物（八六二）中、竹野郡を中心として、

丹後織物協同組合の事業として、年少者四八〇人に対して、一週六時間で一ケ年間、一般知識及び織物に関する専門知識と、技術を講習している。

一ケ月八〇〜一〇〇円の講習費は全額使用者負担。

この他にいけ花、和洋裁等の講習を併せ行っている。

月謝は使用者負担を主とし、実費は主として労働者負担。

五、共同寄宿舎（計画中）

中小企業における共同寄宿舎の必要性は、およそ次の諸点から生じたものと思われる。

1. 希望にそう労働者、または求職者を通勤可能範囲の地区から採用することが困難な傾向にあるため、遠隔地から採用し、そのために住み込ませなくてはならない。

2. しかし、密集した商店街の小店舗では、同居させる余地がない。

3. 商店は多忙であり、年少者について必要な衣食住に関する世話、指導等を行う余裕がない。しかし、「教育された年少労働者」の扱いは、旧来の如き徒弟的考え方では困難で、適当な指導がないために精神的にも不安定になつて、離職することもありがちである。したがつて共同管理、指導者にゆだねたい、という面もある。

4. しかし、更に積極的考え方としては、商店等への就職を希望せず、また、住込も希望しない近代の青年心理にかんがみ、独立心を尊重し、設備のとのつた宿舎を別個に提供し、この好条件のもとに、よ

い労働者を採用したいということ。

このような動き以前に、数年前から、①の如き求人上の問題と、②の如き考え方から、一部には（足袋、被服等の縫製、織物等の小企業）個々の事業場に、別棟の寄宿舎の新設、あるいは、工場の二階等の改造による寄宿舎、または既存の使用者家族と同居の宿泊室の改造などの動きが著しくなっていたが更に発展して「共同」の觀念にいたつたものである。

目下のところは、計画中であるが、労働者の独立性、共同労務管理の可能性からみて、年少者の福祉上期待できる計画である。

（例の一）

東京、商店街（八〇）北区赤羽

赤羽一番街商店会の計画である。

東京、商店街（一〇五）新宿

新宿専門店会の計画中。

六、その他に一般的に行われている事例

- ① いけ花 住込年少者に対して、主として夜間の余暇を利用し、近在する教師のところへ、余暇を
② 洋、和裁 利用し習わせにやる。

この場合は、月謝は概ね使用者負担、いけ花材料費は主として労働者負担、和、洋裁の材料は使用者、あるいは自分もの（自費で買う場合もあるが、いわゆるおしきせとして使用者が材料を買つて与えるものなど）

③ 旅行

○一年二回程度（春秋）の場合

春は花見等で日帰りで簡単に、秋は一泊程度が多く、バス利用の場合もある。

主として景勝地、温泉地などへ行く。春は、日帰りで秩父から東京見物というような例もある。

○夏 期

主として盆休みを利用し一日、日帰りで個々の事業場で、あるいは商店会等の連合の計画で海水浴にいく。しかし、うら盆で帰郷させるため行事はあまりやらない。

② スポーツ

野球道具、バレーボール、ビンボン、バドミントン等を設えつけ、休憩時間に利用させる。また比較的従業員の多いところでは、休日等に社内試合をしたり、他の会社と対抗試合を行うこともある。

ビンボンは非常に希望が多いが、場所をとるので、小事業場や商店では設備できないという問題がある。

③ ラジオ

中規模で住込みの者の、宿舍が別棟かあるいは区切られている場合は、棟に一台を置いて自由にきかせるが、住込みで使用者家族と同棟の場合は特別にはおかない場合が多い。

④ 映画割引

おおかたの年少労働者が最も好む、しかも手近い娯楽は映画である。商店などのすくない休日には、ほとんどが映画に一日を過している。その他に、手近に利用できる娯楽が、年少者にとつて皆無のような感じさえうけるが、事実には皆無にひとしいといつても過言ではないから、この点の考慮もさることながら、映画鑑賞についての配慮も行われていいことである。

同年令の学生には、学生割引があつて、和洋を問わず好みにしたがつて一級作品、封切映画等もよい環境で鑑賞する機会にめぐまれているが、年少者にはこのことがない。

年少労働者は社会人ではあるが、その生活環境、経済状態からいっても学生に準じて社会が保護育成すべき段階にあるものであるから、手当り次第でなく、いい映画を安くみる機会を与えるための映画割引についての配慮が近々一、二年の間に行われ始めたのも保護育成の具体化の一つの現れといえよう。

(例の一)

大阪市 (青少年問題協議会) 三二年七月二十九日発足

会の名称 大阪市働く青少年映画友の会

会費 無料

入会資格 大阪市内に居住または勤務する二〇才未満の勤労青少年であること。

申込手続と会員証の発行 区役所市民課、商店会、工業会にある入会申込書の用紙をもつて、住所、勤務先、氏名、年令等を書込み商店会長、工業会長等に証印を押し、会員証をつくつてもらい、これを入場の際に示す。

割引率 学割と同様二〜三割

入場できる映画館 大阪興業協会傘下の市内映画館

経過 大阪市青少年問題協議会では中小企業、商店に勤務する青少年の福祉増進のために、詳細な実態調査の上で同会を結成し、大阪興業協会と交渉し正式な決定をうけて割引取扱いを開始した。

三〇年九月末日現在 会員証発行枚数一万枚余

(例の二)

長崎市 三〇年六月発足

長崎市内の技能養成工に対して学割程度の割引をしている。

(例の三)

宮崎市 三三年二月一日発足

適用対象 市内及び周辺の事業場に働く十八才未満のもの（推定三五〇〇人）

適用館 市内全館（十六館）

証明書 事業主、商工会議所会頭、婦人少年室長の三者の証明

割引率 三割引（学割と同様）

経過 婦人少年室が関係機関に呼びかけ、討議の結果を映画館支配人会議に申し入れて、両

者の協議を重ねて決定した。

(ト) 美容院利用

浜松市 業者にパーマネントの委託経営を依頼し割引利用する。

(チ) そばや、すしや、菓子屋等利用

浜松市 身分証明書を発行し、割引利用ができる。

「週休制度実施状況」 (最近の一例)

週休制度実施については、全国的にひろまりつつあり、実施地域は増加しつつあるが、例として以下のものを記載する。

備考

1. 京都

織物問屋 (七五〇事業場) 京都市

業者間に労働条件改善の推進委員会をつくり、完全実施をしている。

労働時間、休憩時間の厳守、
深夜業の禁止、健康診断の
完全実施

2. 群馬

イ、絹織物 (三五) 前橋市 三二、一二、一より実施

ロ、撚糸 (八五) 前橋市 三二、六、一より実施

ハ、織物 (二、二九〇) 桐生市 三二、九より実施

賃金協定あり

3. 静岡

イ、織物 (一、六〇三) 浜松市及び浜名郡 三〇、三より実施

遠州織物工業協同組合、労働条件改善委員会が結成され、強力な

申し合せのもとに実施

ロ、食料品製造（かつをぶし）（六一） 焼津市 三二、四より実

施、但し四週四日制で、二日は地区の定休、二日は任意

4. 徳島

鉄工（一八） 徳島市

5. 大阪

問屋（五三〇） 大阪市内松屋町、御藏跡、最近制度化

問屋（袋物、服飾） 大阪市浪速東、南区 三二、二より実施

問屋（三、〇〇〇） 船場

6. 長野

理髪店 全県的に実施

7. 神奈川

イ、染色（一一〇） 横浜市

ロ、襤系織物（二一二） 愛甲郡、津久井郡

8. 東京

イ、問屋（四〇〇） 横山町、馬喰町、三二、九、一より実施

横山町馬喰町問屋連盟

賃金協定あり

「勤労青少年映画友の会」
を結成、割引措置を実施

賃金協定あり

賃金協定あり

ロ、綿織物（六四九） 青梅町

ハ、絹、人絹織物（七六八） 八王子市

但し、労働者一〇人未満の事業場については研究中

ニ、商店会（一〇〇） 港区新堀 三三、一より実施

ホ、商店会（一九九） 新宿大通り商店会 三三、一より実施

「週休制度の動きのあるところ」

1. 愛知

イ、自転車販売（九〇） 名古屋市

ロ、繊維問屋（一五〇） 名古屋市

制度確立の一手段として隔週定休日を設定

2. 山梨

イ、家具製造（一六） 甲府市

ロ、水晶加工（二七） 甲府市

3. 三重

イ、撚糸（四七） 四日市市

青年学級

年二回ハイキング慰安

会

備

考

賃金協定の動きあり
賃金協定の動きあり

ロ、陶磁器製造（万古焼）（一一三） 四日市市

4. 青森

イ、商店（五〇） 五所川原市

ロ、商店（三〇） 鱒ヶ沢町

5. 長崎

商店（七〇〇） 長崎市

6. 東京

商店（商連組合加入四、六七〇、未加入二、〇〇〇）品川全区週

休制完全実施への第一歩として、三三年二月二〇日に一斉休業したもので、まだ制度化はされていない。

なお、東京においては週休制度実施の前程として地区毎の一斉休業は広がりつつある。

「東京都における集团的福祉活動実施の一例」

○地区 横山町、馬喰町、橘町間屋街（七四六）

○団体名 東京実業連合会

「休日」

実施時期

三二年九月一日より

毎日曜日全店一せい休業

「給与規定」

実施時期 三十二年四月一日より

初任給

中卒六、〇〇〇円 高卒七、五〇〇円（基本給2—3

業績給1—3）

昇給

年一回（勤続年数、年令による）

中卒一〇〇円～六〇〇円 高卒二〇〇円～八〇〇円

「退職金」

退職時の基本給×勤続年数

中卒

四一年勤続 八二〇、〇〇〇円

高卒

三八年 " 七三七、二〇〇円

「教育訓練」

年一回新規採用者を対象として一週間

内容イ 健康とレクリエーション

ロ 人間形成について

ハ 内外政治経済状況の解説

ニ 近來の消費傾向

ホ 外交販売法

講師 学識経験者

修了証書の授与

「レクリエーション等」

定期野球、卓球大会の開催

図書室の設置を計画中

「その他」

有志事業主が定期的に会合して労務問題の改善を志している。